

政務活動費の見直しについて

●ボランティア保険にかかる政務活動費の充当について

(現状)

- ・議員が雇用する職員に対して社会保険（労災保険）料の充当が認められている（議員と生計を一にしている者は除く）。
- ・雇用関係のない方（ボランティア）については社会保険（労災保険）の適用がない。

(協議事項)

- ・ボランティアにかかる保険について、政務活動費の充当を認めるべきか。
- ・充当を認める場合は以下について

①ボランティアにかかる保険の内容について

保険の種類

- ・傷害保険等（損害保険会社）
- ・ボランティア保険（社会福祉協議会）

契約方法

- ・記名式・・・被保険者の名前等を登録する
- ・無記名式・・・被保険者の名前を登録する必要がないもの
(人数で保険料を算出する方法)
 - 全部付保・・・作業員の人数をすべて設定するもの
 - 一部付保・・・一日に稼働する最大人数を設定するもの
- (売上高で保険料を設定する方法)
売上高設定方式

契約期間

1年間

その他

- ・満期返戻金の発生しないもの
- ・契約者配当金がないもの

②ボランティアの政務活動内容の記録について